得た額

［二　略］

（石油ガス譲与税の基準税額の算定方法）

第四十条の二　石油ガス譲与税の基準税額は、石油ガス譲与税法第二条の規定によつて石油ガス譲与税を譲与されるべき指定都市について、同法第三条の規定により前年度の六月、十一月及び三月に譲与された石油ガス譲与税の額の合算額に〇・九七二を乗じて得た額とする。

（自動車重量譲与税の基準税額の算定方法）

第四十条の三　自動車重量譲与税の基準税額は、自動車重量譲与税法第一条の規定によつて自動車重量譲与税を譲与されるべき市町村について、同法第三条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された自動車重量譲与税の額の合算額に〇・九七八を乗じて得た額とする。

（航空機燃料譲与税の基準税額の算定方法）

第四十条の四　航空機燃料譲与税の基準税額は、航空機燃料譲与税法第二条の規定によつて航空機燃料譲与税を譲与されるべき空港関係市町村について、同法第三条の規定により前年度の九月及び三月に譲与された航空機燃料譲与税の額の合算額に一・〇一五を乗じて得た額とする。

（森林環境譲与税の基準税額の算定方法）

第四十条の五　森林環境譲与税の基準税額は、四四、〇〇〇、〇〇〇千円に二分の一を乗じて得た額を市町村譲与基準面積によつて按分した額、四四、〇〇〇、〇〇〇千円に五分の一を乗じて得た額を市町村譲与基準従業者数によつて按分した額及び四四、〇〇〇、〇〇〇千円に十分の三を乗じて得た額を市町村譲与基準人口によつて按分した額の合算額とする。

（都道府県に係る控除額の算定方法）

第四十二条　低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号。以下この条において「低工法」という。）第五条、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号。以下この条及び次条において「近畿圏法」という。）第四十七条、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号。以下この条及び次条において「首都圏法」という。）第三十三条の二、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和四十二年法律第百二号。以下この条及び次条において「中部圏法」という。）第八条、沖縄振興特別措置法（以下この条及び次条において「沖縄振興法」という。）第九条、第三十二条、第三十七条、第五十一条、第五十八条及び第八十九条、沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号。以下この条及び次条において「平成二十四年沖縄振興法改正法」という。）附則第二条、沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七号。以下この条及び次条において「平成二十六年沖縄振興法改正法」という。）附則第五条、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法

得た額

［二　同上］

（石油ガス譲与税の基準税額の算定方法）

第四十条の二　石油ガス譲与税の基準税額は、石油ガス譲与税法第二条の規定によつて石油ガス譲与税を譲与されるべき指定都市について、同法第三条の規定により前年度の六月、十一月及び三月に譲与された石油ガス譲与税の額の合算額に〇・八九三を乗じて得た額とする。

（自動車重量譲与税の基準税額の算定方法）

第四十条の三　自動車重量譲与税の基準税額は、自動車重量譲与税法第一条の規定によつて自動車重量譲与税を譲与されるべき市町村について、同法第三条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された自動車重量譲与税の額の合算額に〇・九八一を乗じて得た額とする。

（航空機燃料譲与税の基準税額の算定方法）

第四十条の四　航空機燃料譲与税の基準税額は、航空機燃料譲与税法第二条の規定によつて航空機燃料譲与税を譲与されるべき空港関係市町村について、同法第三条の規定により前年度の九月及び三月に譲与された航空機燃料譲与税の額の合算額に三・五九二を乗じて得た額とする。

（森林環境譲与税の基準税額の算定方法）

第四十条の五　森林環境譲与税の基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　一七、〇〇〇、〇〇〇千円に二分の一を乗じて得た額を市町村譲与基準面積によつて按分した額、一七、〇〇〇、〇〇〇千円に五分の一を乗じて得た額を市町村譲与基準従業者数によつて按分した額及び一七、〇〇〇、〇〇〇千円に十分の三を乗じて得た額を市町村九月譲与基準人口によつて按分した額の合算額

二　一七、〇〇〇、〇〇〇千円に二分の一を乗じて得た額を市町村譲与基準面積によつて按分した額、一七、〇〇〇、〇〇〇千円に五分の一を乗じて得た額を市町村譲与基準従業者数によつて按分した額及び一七、〇〇〇、〇〇〇千円に十分の三を乗じて得た額を市町村三月譲与基準人口によつて按分した額の合算額

（都道府県に係る控除額の算定方法）

第四十二条　低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号。以下この条において「低工法」という。）第五条、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号。以下この条及び次条において「近畿圏法」という。）第四十七条、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号。以下この条及び次条において「首都圏法」という。）第三十三条の二、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和四十二年法律第百二号。以下この条及び次条において「中部圏法」という。）第八条、沖縄振興特別措置法（以下この条及び次条において「沖縄振興法」という。）第九条、第三十二条、第三十七条、第四十九条、第五十八条及び第九十四条、沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号。以下この条及び次条において「平成二十四年沖縄振興法改正法」という。）附則第二条、沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七号。以下この条及び次条において「平成二十六年沖縄振興法改正法」という。）附則第五条、半島振興法第十七条、総合保養地域整備法